

平成29年第2回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成29年3月2日（木） 午後1時30分
- 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
- 3 出席委員 近藤 範夫、田村 明、川田 耕司、加賀谷得子
- 4 欠席者 無
- 5 事務局 書記長 木村 信悦
書記 石井 靖紀、門間 淳子、近藤 一仁
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第 9号 選挙人名簿に登録することについて
 - (2) 議案第10号 選挙人名簿から抹消することについて
 - (3) 報告第 1号 登録の移し替えをした者について
 - (4) 報告第 2号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第 3号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第11号 選挙時登録の名簿縦覧場所を定めることについて
 - (7) 議案第12号 選挙人名簿の移し替えの延期について
 - (8) 議案第13号 不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて
 - (9) 議案第14号 開票の日時及び場所を定めることについて
 - (10) 議案第15号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて
 - (11) 議案第16号 ポスター掲示場の設置場所の変更について

午後1時30分開会

木村書記長 おはようございます。只今から平成29年第2回三種町選挙管理委員会を開会させていただきます。

はじめに委員長さんの方からご挨拶をお願い致しまして、その後、進行の方もお願い致します。

近藤委員長 皆さん、ご苦労様です。3月に入りだいぶ春めいて参りました。こちらはあまり雪もありますが、私の家の方はまだ田んぼに50センチくらい積もっております。

このあと、農作業の方もだんだん忙しくなって参りますし、知事選等選管事務局の皆さんも忙しくなってくると思います。

今日は、定時登録の関連になりますので、ご審議の程よろしく
お願い致します。

それでは、会議を進めさせていただきます。

2番 本日の会議録署名委員の指名ということで、田村委員と
加賀谷委員にお願い致します。

それでは、3番の案件の方に入ります。

議案第9号「選挙人名簿に登録することについて」。

事務局より説明をお願いします。

門間書記

はい。議案第9号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第1項の規定により、別紙の者を平成29
年3月2日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

本件につきましては、3月1日を基準日としまして、12月定
時登録後の新有権者並びに転入3カ月経過者の登録を行うもの
でございます。

まず、「1」の新有権者でございます。対象者は、基準日3月
1日までに満18歳に達する者。生年月日では、平成10年12
月3日から平成11年3月2日生まれの者で、男15人、女22
人、計37人となっております。

次に、「2」の転入登録でございます。

対象者は、12月1日以前に転入し、引き続き三種町に居住して
いる者。転入日では、平成28年9月2日から平成28年12月
1日までの者で、男22人、女21人、計43人。

よって、今回の新有権者と転入を合わせた登録者総数は、男3
7人、女43人、合計80人でございます。

別紙の名簿の方をご覧ください。

1頁と2頁が新有権者登録37名でございます。「生年月日」の欄
で、平成10年12月3日から平成11年3月2日までの者が本
日の登録でございます。

次に、転入登録の43名でございますが、3頁と4頁に記載し
てございます。今回の転入登録は、「住民となった届出日」の欄が、
平成28年9月2日から平成28年12月1日までの者でござい
ます。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、名簿を確認していただきまして、何かご質問等ありましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。
(「ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第 9 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第 9 号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 続きまして、議案第 10 号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第 10 号「選挙人名簿から抹消することについて」。
公職選挙法第 28 条の規定により、別紙の者を平成 29 年 3 月 2 日付けで選挙人名簿から抹消する。

説明致します。

登録の抹消につきましては、12 月定時登録後の死亡者と転出 4 カ月経過の抹消でございます。

まず、「1」の死亡抹消者でございますが、12 月 2 日から 3 月 1 日までの死亡届が対象で、男 48 人、女 41 人、計 89 人となっております。

次に、「2」の転出抹消者でございます。11 月 1 日以前に三種町から転出した者が 4 カ月経過でございますが、対象者の範囲と致しましては、転出日が昨年 8 月 2 日から 11 月 1 日までの者となります。人数は、男 23 人、女 36 人、計 59 人。

よって、今回の死亡と転出による抹消者総数は、男 71 人、女 77 人、合計 148 人でございます。

抹消につきましても、別紙の名簿をご覧ください。

まず、5 頁から 7 頁が死亡抹消者の 89 名でございます。死亡抹消につきましては、死亡の届出が、12 月 2 日から 3 月 1 日までの者でございます。

次に、転出抹消者 59 名につきましては、8 頁から 9 頁に記載

しております。

説明は、以上でございます。

近藤委員長 それでは、名簿を確認いただいて、ご質問等ありましたらご発言願います。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 皆さん、ご質問等ございませんか。

(「はい、ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いとのことですが、議案第10号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、議案第10号は原案どおり決定致します。

近藤委員長 次に、報告第1号から第3号までは関連がありますので、一括でご審議願います。事務局の方から説明をお願いします。

門間書記 はい。始めに、報告第1号「登録の移替えをした者について」。
平成29年3月2日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

本件につきましては、12月2日から3月1日までの町内転居により、投票区の変更が生じた者の登録の移替えでございまして、人数は、男11人、女27人、合計38人でございます。

対象者につきましては、別紙の名簿の10頁から12頁に記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

引き続きまして、5頁目をお願いします。

報告第2号「選挙権を有する者の50分の1の数について」。

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は312である。

この50分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数でございます。

算定の基礎になります、今回3月定時登録の選挙人名簿登録者数につきまして、4頁の増減表でご説明致します。

まず、前回12月定時登録の名簿登録者数が、合計15,614人。これに対し、今回の登録抹消者数が死亡と転出合わせて148人。登録が新有権者、転入合わせて80人。これらを増減し

た今回の名簿登録者総数が右側の15,546人。前回と比較し68人の減でございます。

50分の1の数につきましては、15,546人の50分の1でございます。

続きまして、報告第3号でございます。「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は5,182である。

この3分の1の数につきましては、下に記載の直接請求に必要な署名数で、選挙人名簿登録者数15,546人の3分の1に当たる5,182となっております。

以上で、説明を終わります。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願い致します。

(各委員、暫時別紙資料を確認。)

近藤委員長 18番の板倉サエさんは死亡欄にも掲載されていますが、自宅に転居してその後死亡したということでしょうか。

近藤書記 はい、そのとおりです。

近藤委員長 そのほかに何かありませんか。

(「はい、ありません。」の声有り。)

近藤委員長 特に無いようですので、報告第1号から第3号までを原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

近藤委員長 異議無しとのことですので、報告第1号から第3号までを原案どおり承認することと致します。

近藤委員長 続きまして、議案第11号、第12号については関連がございますので、一括でご審議願います。事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第11号「選挙人名簿の縦覧場所を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員

補欠選挙に伴い、平成29年3月23日及び平成29年3月31日に縦覧に供する平成29年3月22日及び平成29年3月30日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所を次のとおり定める。

縦覧の場所 三種町選挙管理委員会事務室
説明致します。

秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙の執行に伴いまして、秋田県知事選挙については告示日前日の3月22日、秋田県議会議員補欠選挙については同じく告示日前日3月30日を基準日としまして選挙人名簿の選挙時登録を行います。そして、登録した者の氏名、住所等を記載した書面を告示日の1日間縦覧しなければなりませんので、その場所を定めるものでございます。

次に、議案第12号「選挙人名簿の移替えの延期について」。

公職選挙法施行令第17条ただし書により三種町の区域内で他の投票区の区域に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定める。

移替えを延期する期間

平成29年3月10日から平成29年4月9日まで

説明致します。

町内転居による投票区の移替えにつきまして、選挙時におきましては、選挙人名簿抄本や投票所入場券の作成準備のため、一定期間、この移替えを延期できることになっております。

今回の選挙に伴いまして、3月9日（木）業務終了後に選挙人名簿等のデータ作成を行います。その翌日から選挙が終わるまでの間は、町内転居による投票区の移替えは行わない取扱いとしております。また、今回は、知事選挙、県議会議員補欠選挙共通の入場券を作成します。

以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 無いようですので、議案第11号、第12号の2件につきまして、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 異議無しということですので、只今の2件を原案どおり決定致

します。

近藤委員長 次に、議案第１３号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第１３号「不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を定めることについて」。

公職選挙法施行令第５３条第１項及び第５９条の４第４項の規定により、平成２９年４月９日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における不在者投票に係る投票用紙及び投票用封筒を郵便により発送できる日を次のとおり定める。

郵便により発送できる日

秋田県知事選挙 平成２９年３月２２日（水）

秋田県議会議員補欠選挙 平成２９年３月３０日（木）

説明致します。

不在者投票につきましては、前回の会議で説明致しましたとおり、告示日の翌日３月２４日からと４月１日からそれぞれ投票の受け付けを行うこととなりますが、事前に不在者投票の請求のあったものにつきましては、告示日前の市町村選管が定める日に投票用紙等の発送を開始できることになっておりますので、その発送開始日を県の指示に基づき知事選については３月２２日（木）、県議補選については３月３０日（木）に定めるものでございます。

以上でございます。

近藤委員長 只今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

近藤委員長 今回は期間が長いのでゆっくり手続できますね。

近藤委員長 何かございませんか。

（「ありません。」の声有り。）

近藤委員長 特に無いようですので、議案第１３号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

近藤委員長 はい。それでは、議案第１３号は原案どおり決定することと致します。

近藤委員長 次に、議案第１４号を議題としますが、本案のうち「開票管理者の選任」については、私に関係することになります。この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参加することはできません

ので、「開票管理者の選任」に限り、議長を田村委員にお願いしたいと思いますが、田村委員よろしいでしょうか。

田村委員 はい、分かりました。

近藤委員長 皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議無いとのことですので、田村委員に議長をお願いします。
よろしくをお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきますので、よろしくをお願いします。

議案第14号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、近藤委員長は退席ということでお願いします。

（近藤委員長、退席）

事務局より説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第14号のうち「開票管理者の選任」について。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における三種町開票区の開票管理者を次のとおり選任する。開票管理者につきましては、公職選挙法第61条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から選挙管理委員会が選任する者をもって充てるとなっておりますので、議案のとおり「近藤委員長」にお願いしたいということで提案致します。

説明を終わります。

田村委員 議案第14号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「異議ありません。」の声有り。）

田村委員 ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定と致します。

「開票管理者の選任」について審議が終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

（近藤委員長、着席）

近藤委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第14号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席ということでお願いします。

（田村委員、退席）

事務局より説明をお願いします。

門間書記 議案第14号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について。
平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における三種町開票区の開票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

職務代理者につきましては、議案のとおり「田村委員」にお願いしたいということで提案しております。

説明を終わります。

近藤委員長 議案第14号のうち「開票管理者の職務代理者の選任」について、ご質問、ご異議等ございませんか。

（「特にありません。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議無し。」の声有り。）

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に、議案第15号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第15号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定に
るくじを行うべき日時及び場所を次のとおり定める。

日時 平成29年4月6日（木）午後5時30分

場所 三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町選挙管理委員会事務室

説明します。

県知事選挙及び県議会議員補欠選挙の開票立会人については、候補者が、当該開票区の選挙人名簿に登録されている者の中から1名を定め選管に届け出ることができます。

開票立会人には、総数で3人以上10人以内という人数制限と、同一政党等2人までとする制限があります。

そこで、届出のあった者が10人を超えると、それから同一政党等に所属する候補者の届出に係る者が3人以上となった場合は、選挙管理委員会がくじを行って開票立会人を選任することになるため、そのくじを行う日時と場所をご覧のとおり定めたいとするものです。

説明は以上です。

近藤委員長 議案第15号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて」。ご質問、ご異議等ございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議無し。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 次に本日の追加議案、議案16号「ポスター掲示場の設置場所の変更について」。事務局から説明をお願いします。

門間書記 はい。議案第16号「ポスター掲示場の設置場所の変更について」。

平成29年4月9日執行の秋田県知事選挙及び秋田県議会議員補欠選挙における公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場を設置する場所の一部を次のとおり変更する。

変更前 No.103 三種町豊岡金田字森沢1番地2
(山本総合支所入口)

変更後は欠番としております。

内容について説明します。

ポスターの設置個所数については、政令で1投票区につき5～10か所以内と定められております。

議案の4頁をご覧ください。ポスターの設置個所数は定時登録の際の登録者数により個数が決まりますが、北金岡投票区について、これまで1,000人以上であったため設置が7か所でしたが、今回の定時登録で1,000人を切ってしまったことにより1か所減らさなければいけません。この減数は、全体のうちから1か所減らす調整ができるため、今回、同じ山本地域で周りに民家も多くないことから、No.103山本総合支所入口を欠番とし、総数を157か所とするものです。

説明は以上です。

近藤委員長 議案第16号「ポスター掲示場の設置場所の変更について」、ご質問、ご異議等ございませんか。
(「特にありません。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議無し。」の声有り。)

近藤委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

近藤委員長 本日の議案審議は以上です。

次に、その他として事務局からお願いします。

門間書記 はい。それでは10頁の方で、今後の日程について確認させていただきます。

(以下、資料に基づき説明)

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____